明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○令和五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（四九）　二
○令和五年八月十二日から同月十七日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（五〇）　三
○国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令（五一）　四

〔省　令〕
○職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令の一部を改正する省令
（厚生労働四一）　四
○無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令の一部を改正する省令（国土交通一九）　四

〔告　示〕
○衆議院小選挙区選出議員の選挙における候補者となるべき者の選定の手続について届出があった件
（総務五八、六〇）　五
○衆議院比例代表選出議員の選挙における衆議院名簿登載者の選定の手続について届出があった件
（同五九、六一）　五
○衆議院比例代表選出議員の選挙における政党その他の政治団体の名称、略称等について届出があった件
（中央選挙管理会四、五）　五
○畜舎等に係る基準の特例の細目の一部を改正する件（消防庁四）　六
○日本国に帰化を許可する件
（法務六〇）　六
○畜産業用倉庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない物資並びに畜産業用車庫の用途に供する部分に保管しても防火上支障がない車両及び当該車両に付随する物資を定める件の一部を改正する件
（農林水産・国土交通一）　六
○昭和四十九年九月環境庁告示第六十四号（環境大臣が定める排水基準に係る検定方法）の一部を改正する件
（環境一一）　七
○海上における射撃訓練を実施する件
（防衛五七～五九）　八
○都市計画に関する件
（東北地方整備局三三、三四）　八
○道路に関する件
（関東地方整備局七七）　八
○都市計画に関する件
（四国地方整備局一九）　八

〔国会事項〕
内閣　九

〔人事異動〕
内閣　九

〔叙位・叙勲〕
内閣　九

〔官庁報告〕
官庁事項
関東地方整備局公示（関東地方整備局）　一〇
北陸地方整備局公示（北陸地方整備局）　一〇

〔公　告〕
諸事項
官庁
財団、特定保険募集人の所在の確知等、酒類の地理的表示を指定する件関係　一〇
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生、所有者不明関係　一〇
会社その他　三

本号で公布された法令のあらまし

◇令和五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（政令第四九号）（内閣府本府）

1　令和五年等に発生した豪雨、地滑り、暴風雨等による災害で特定地域に係るものを激甚災害として指定することとした。

2　特定地域に係る激甚災害に対し、次に掲げる措置のうち適用すべきものをそれぞれ指定することとした。

㈠　公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助

㈡　農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置

㈢　農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例

㈣　中小企業信用保険法による災害関係保証の特例

㈤　小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

3　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇令和五年八月十二日から同月十七日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令（政令第五〇号）（内閣府本府）

1　令和五年八月一二日から同月一七日までの間の暴風雨による激甚災害に対する公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助等の措置が適用される区域に鳥取県八頭郡八頭町の区域を追加することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇**国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令**（政令第五一号）（厚生労働省）

一　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正関係（第一条関係）

国民健康保険組合に対して国が負担する事務費負担金（介護納付金の納付に係るものを除く。）の算定基礎となる被保険者一人当たりの基準額を改定することとした。

二　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第二条関係）

1　市町村に交付する基礎年金等事務費交付金の算定基礎となる被保険者一人当たりの基準額、受給権者一人当たりの基準額及び保険料免除者一人当たりの基準額を、それぞれ改定することとした。

2　市町村に交付する福祉年金事務費交付金の算定基礎となる福祉年金の受給権者一人当たりの基準額を改定することとした。

三　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第三条関係）

1　都道府県に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を改定することとした。

2　指定都市に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を改定することとした。

3　市町村に交付する特別児童扶養手当事務費交付金の算定基礎となる認定を受けた受給資格者一人当たりの基準額を改定することとした。

四　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第四条関係）

市町村に交付する特別障害給付金事務費交付金の算定基礎となる特別障害者一人当たりの基準額を改定することとした。

五　年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正関係（第五条関係）

市町村に交付する年金生活者支援給付金事務費交付金の算定基礎となる年金生活者支援給付金の支給の認定の請求一件当たりの基準額を改定することとした。

六　この政令は、公布の日から施行することとした。

政　令

令和五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第四十九号

令和五年等における特定地域に係る激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第一項及び第二項、第三条第一項、第四条第一項並びに第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

（激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定）

第一条　次の表の上欄に掲げる災害を激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の激甚災害として指定し、当該激甚災害に対し適用すべき措置を同表の下欄に掲げるとおり指定する。

激甚災害	適用すべき措置
平成二十七年五月二十九日から令和五年三月九日までの間の口永良部島噴火による災害で、鹿児島県熊毛郡屋久島町の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置
平成二十九年十月二十一日から令和五年五月八日までの間の地滑りによる災害で、大阪府泉南郡岬町の区域に係るもの	法第三条から第六条まで、第十二条及び第二十四条に規定する措置
令和二年七月四日から令和五年三月二十八日までの間の地滑りによる災害で、熊本県球磨郡球磨村の区域に係るもの	
令和三年六月二十一日から令和五年一月五日までの間の地滑りによる災害で、兵庫県美方郡新温泉町の区域に係るもの	
令和五年十月五日の豪雨による災害で、北海道様似郡様似町の区域に係るもの	
令和五年五月五日の地震による災害で、石川県珠洲市の区域に係るもの	

令和二年六月十日から令和五年一月十日までの間の地滑りによる災害で、奈良県吉野郡十津川村の区域に係るもの	法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
令和五年五月七日及び同月八日の豪雨による災害で、長野県木曽郡木曽町、兵庫県宍粟市及び和歌山県伊都郡高野町の区域に係るもの	法第三条、第四条並びに第二十四条第一項、第三項及び第四項に規定する措置 法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置 法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
令和五年九月十四日から同月十八日までの間の豪雨による災害で、長崎県平戸市の区域に係るもの	法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置
令和五年十月一日及び同月二日の豪雨による災害で、新潟県糸魚川市の区域に係るもの	法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置
令和五年十月七日及び同月八日の豪雨による災害で、宮崎県児湯郡西米良村の区域に係るもの	法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置
令和五年八月一日から同月十一日までの間の暴風雨による災害で、次に掲げる市町村の区域に係るもの イ　宮崎県西諸県郡高原町、鹿児島県鹿児島郡十島村及び沖縄県国頭郡東村 ロ　鹿児島県肝属郡南大隅町 ハ　高知県高岡郡檮原町、宮崎県東臼杵郡諸塚村、椎葉村及び美郷町並びに西臼杵郡日之影町及び五ヶ瀬町並びに沖縄県うるま市、国頭郡本部町及び中頭郡西原町	法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置 法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置
令和五年九月四日から同月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害で、次に掲げる市町の区域に係るもの イ　千葉県夷隅郡大多喜町 ロ　茨城県日立市並びに千葉県勝浦市、鴨川市並びに長生郡睦沢町及び長南町	法第三条から第五条まで及び第二十四条に規定する措置 法第五条及び第二十四条第二項から第四項までに規定する措置

備考

一　令和五年八月一日から同月十一日までの間の暴風雨による災害に係る暴風雨とは、令和五年台風第六号によるものをいう。

二　令和五年九月四日から同月九日までの間の豪雨及び暴風雨による災害に係る暴風雨とは、令和五年台風第十三号によるものをいう。

（都道府県に係る特例）

第二条　前条の規定により激甚災害として指定される災害は、都道府県についての激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律施行令（昭和三十七年政令第四百三号）第一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用並びに都道府県の負担額の算定についての同令第七条第一項の規定の適用については、これらの規定にいう激甚災害には含まれないものとする。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。

（関係政令の廃止）

2　次に掲げる政令は、廃止する。

一　令和五年五月五日の地震による石川県珠洲市の区域に係る災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和五年政令第二百六号）

二　令和五年九月四日から同月九日までの間の豪雨及び暴風雨による千葉県夷隅郡大多喜町等の区域に係る災害についての激甚災害並びにこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和五年政令第三百二十五号）

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
文部科学大臣　盛山　正仁
厚生労働大臣　武見　敬三
農林水産大臣　坂本　哲志
経済産業大臣　齋藤　健
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

令和五年八月十二日から同月十七日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五十号

令和五年八月十二日から同月十七日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和三十七年法律第百五十号）第二条第二項、第三条第一項、第四条第一項及び第二十四条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

令和五年八月十二日から同月十七日までの間の暴風雨による災害についての激甚災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令（令和五年政令第三百一号）の一部を次のように改正する。

第一条の表中「鳥取県東伯郡三朝町」を「鳥取県八頭郡八頭町及び東伯郡三朝町」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行する。

内閣総理大臣　岸田　文雄
総務大臣　松本　剛明
財務大臣　鈴木　俊一
国土交通大臣　斉藤　鉄夫

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年三月十三日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第五十一号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令等の一部を改正する政令

内閣は、国民健康保険法（昭和三十三年法律第百九十二号）第六十九条、国民年金法（昭和三十四年法律第百四十一号）第八十六条、特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和三十九年法律第百三十四号）第十四条、特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成十六年法律第百六十六号）第二十条及び年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成二十四年法律第百二号）第二十七条の規定に基づき、この政令を制定する。

（国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の一部改正）

第一条　国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第二項第一号中「六百四十六円」を「六百五十四円」に改める。

（国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第二条　国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（昭和三十五年政令第百二十二号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「九百七十三円」を「九百八十七円」に改め、同条第二号中「七百二十七円」を「七百三十八円」に改め、同条第三号中「千九百九十三円」を「二千二十二円」に改め、同条第四号中「五十七円」を「五十八円」に改める。

（特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第三条　特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令（昭和四十年政令第二百七十号）の一部を次のように改正する。

第一条第一号中「千八百九十五円」を「千九百三十一円」に、「三千七百三十九円」を「三千八百八十五円」に改める。

第二条中「千八百四十四円」を「千九百五十四円」に改める。

第三条中「千八百四十四円」を「千九百五十四円」に改める。

（特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第四条　特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成十七年政令第百四十九号）の一部を次のように改正する。

「二千五百五十七円」を「二千六百一円」に改める。

（年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令の一部改正）

第五条　年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令（平成三十一年政令第百四十一号）の一部を次のように改正する。

第一号中「二千九十七円」を「二千百三十一円」に改める。

附　則

この政令は、公布の日から施行し、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める負担金、交付金又は事務費から適用する。

一　第一条の規定による改正後の国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第一条　令和五年度分として負担する負担金

二　第二条の規定による改正後の国民年金法に基づき市町村に交付する事務費に関する政令第一条　令和五年度分として交付する交付金

三　第三条の規定による改正後の特別児童扶養手当等の支給に関する法律に基づき都道府県及び市町村に交付する事務費に関する政令第一条から第三条まで　令和五年度分として交付する事務費

四　第四条の規定による改正後の特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令　令和五年度分として交付する交付金

五　第五条の規定による改正後の年金生活者支援給付金の支給に関する法律に基づき市町村に交付する事務費に関する政令　令和五年度分として交付する交付金

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

省　令

○厚生労働省令第四十一号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第四十八条の十七第一項第一号及び第二号の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十三日

厚生労働大臣　武見　敬三

職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令の一部を改正する省令

職業能力開発促進法施行規則第四十八条の十七第一項第一号及び第二号に規定する講習の指定に関する省令（平成二十八年厚生労働省令第三十一号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
（指定の基準） **第二条**　厚生労働大臣は、知識講習又は技能講習（以下「更新講習」という。）が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、規則第四十八条の十七第一項第一号又は第二号の指定（以下単に「指定」という。）を行うものとする。 一～六　（略） 七　技能講習を受ける者の数は、原則として、講義により行う場合にあっては三十人以下、演習により行う場合にあっては二十人以下であること。 八～十　（略） 2　（略）	（指定の基準） **第二条**　厚生労働大臣は、知識講習又は技能講習（以下「更新講習」という。）が次に掲げる基準に適合していると認めるときは、規則第四十八条の十七第一項第一号又は第二号の指定（以下単に「指定」という。）を行うものとする。 一～六　（略） 七　更新講習を受ける者の数は、原則として、講義により行う場合にあっては三十人以下、演習により行う場合にあっては二十人以下であること。 八～十　（略） 2　（略）

附　則

この省令は、令和六年四月一日から施行する。

○国土交通省令第十九号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第百三十二条の七十第一項（同法第百三十二条の七十一第二項において準用する場合を含む。）、第百三十七条の二及び第百三十七条の四の規定に基づき、無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和六年三月十三日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令の一部を改正する省令

無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（令和四年国土交通省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（登録の手続）	（登録の手続）
第三条　（略）	**第三条**　（略）
2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。	2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
一　（略）	一　（略）
二　役員の氏名、住所及び経歴を記載した書類	二　役員の氏名を記載した書面、住民票の写し及び履歴書
三～六　（略）	三～六　（略）
3　（略）	3　（略）
（役員の選任の届出等）	（役員の選任の届出等）
第五条　登録講習機関は、役員を選任したときは、その日から二週間以内に、選任した役員の氏名及び住所を記載した届出書にその者の経歴を記載した書類を添えて、国土交通大臣に届け出なければならない。	**第五条**　登録講習機関は、役員を選任したときは、その日から二週間以内に、選任した役員の氏名を記載した届出書にその者の住民票の写し、履歴書及び登記事項証明書を添えて、国土交通大臣に届け出なければならない。
2　登録講習機関は、役員を解任したときは、その日から二週間以内に、その旨並びにその理由及び年月日を国土交通大臣に届け出なければならない。	2　登録講習機関は、役員を解任したときは、その日から二週間以内に、その旨並びにその理由及び年月日を記載した届出書に登記事項証明書を添えて国土交通大臣に届け出なければならない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、公布の日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令の施行の際現にこの省令による改正前の無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（次条において「旧省令」という。）第三条第二項第二号の規定により提出されている書類は、この省令による改正後の無人航空機の登録講習機関及び登録更新講習機関に関する省令（次条において「新省令」という。）第三条第二項第二号の規定により提出されたものとみなす。

第三条　この省令の施行の際現に旧省令第五条第一項の規定によりされている届出は、新省令第五条第一項の規定によりされている届出とみなす。